

お知らせ

浄化槽設置補助金の申請

例年のように、浄化槽設置補助金の交付申請を受け付けます。

■受付期間／4月～11月

■受付場所／各総合支所および上下水道課

■補助対象区域／下水道および集落排水区域以外の区域
※予算の都合上、早めに申請をされますようお願いいたします。

■問い合わせ／上下水道課
☎78・2201

特定福祉用具販売事業所等の指定について

平成18年4月1日から、介護保険法の改正に伴い、福祉用具販売事業所の指定制度が導入されました。当該指定を受けていない事業所から購入された特定福祉用具等については、介護保険の給付が受けられません。福祉用具購入の際には特定福祉用具販売事業所等の指定を受けているか事前に事業所へご確認ください。

■問い合わせ／介護保険課
☎77・5503

「文化を高める会」の解散について

橘・大島の文化を高める会につきましては、長きにわたりご愛顧いただき誠にありがとうございました。また、委員さんにおかれましては、ボランティアとして芸術文化振興に多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

文化を高める会を取りまく諸般の状況はきびしく、現状のまま引き続き会の運営をすることは難しくなりました。

つきましては、平成17年度をもって解散し、平成18年度以降に周防大島町全体で新たな組織を立ち上げ、文化を高める会の趣旨を引き継ぐとともに、本町の文化行政の推進を図っていきたくと考えておりますのでよろしく願います。

■問い合わせ／

・大島の文化を高める会
事務局（大島教育支所）
☎74・5300
・橘の文化を高める会
事務局（橘教育支所）
☎77・0100

農薬を散布するときは注意しましょう！
～残留基準が変わります～

○残留農薬のポジティブリスト制度

食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日からはじまります。

この制度では、今まで残留農薬基準値がない農薬にも、0.01ppmという低い数値が基準値として設定されます。この基準をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。

今後は、周辺作物への影響も考慮し、これまで以上に農薬飛散防止へ配慮することが必要となります。

○農薬使用時の注意事項

- ・風の弱い時に、風向や散布方向に気をつけて散布しましょう。
- ・散布量が多くなりすぎないように気をつけましょう。
- ・タンクやホースは洗いもれがないようにきれいに洗いましょう。

○こんな対策も有効です

・周りの農作物にも登録のある農薬を使用することや、飛散しにくい粒剤等を使用することも有効です。

◆問い合わせ／詳細なお問い合わせ先は下記のとおりです。

- 田布施農林事務所農業部
☎0820（52）2546
- J A山口大島営農部
☎72-0970
- 周防大島町農林課
☎79-1002



平成18年度テーマ別介護講座（前期）

■対象者／

在宅介護を行っている方や介護に興味のある方で全日程参加できる方

■受講定員／24名

※応募者多数の場合は抽選

■参加費／無料

■日程／

第1回	5月17日(水)
第2回	5月25日(木)
第3回	5月31日(水)
第4回	6月8日(木)
第5回	6月14日(水)

※時間は午後1時から4時
■開催場所／
山口県周防大島看護実習普及センター
(周防大島町小松)

■申し込み方法／

受講申込書に必要事項を記入のうえ、5月8日(月)必着(午後5時締め切り)で郵送またはファックスで申し込んでください。

■問い合わせ／

山口県周防大島介護実習普及センター
☎79・2300